

(2) 別表(1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

北部は一級河川の重信川に面しており、国土交通省が公表している洪水浸水想定によると、流域の住宅地域や工業地域において最大5mを超える浸水が想定されている。近年、重信川で洪水は発生していないが、平成29年台風第18号時には戦後最高水位が観測され、洪水の恐れがあるとして流域住民に対し避難勧告が発令されている。

(土砂災害)

山間部や扇状地では土砂災害が発生する恐れがあり、愛媛県が指定する土砂災害(特別)警戒区域に、急傾斜地の崩壊52箇所・土石流53箇所の計105箇所が指定されている。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、100年から200年の間隔で大地震が発生しており、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%と予測されている。愛媛県の被害想定によると、本町では最大で震度6強が観測され、多大な人的・建物被害のほか、広域での断水・停電等の被害が見込まれている。

また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や、安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震等にも留意する必要がある。

(その他)

本町の地形は、重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れる盆地状の北部地域と、肱川水系に属し傾斜の急な山間地の南部地域に大きく二分されており、大きな災害に見舞われることの少ない北部地域と、地すべり指定地区があるなど小規模な土砂災害に見舞われることの多い南部地域では、様相が異なっている。

しかし、近年では気象の変化から時間50mmを超えるような激しい雨が観測されており、北部では平成29年台風第18号時に内水氾濫により100件を超える建物への浸水被害が発生し、南部では平成30年7月豪雨の大雨による河川水位上昇で越水が発生するなど、北部・南部を問わず大きな被害が発生している。

本町の地域防災計画等は以下を参照

- ・砥部町地域防災計画

<https://www.town.tobe.ehime.jp/site/bousai-bouhan/tiikibousai-keikaku.html>

- ・砥部町総合防災マップ

<https://www.town.tobe.ehime.jp/site/bousai-bouhan/bousai-map.html>

(2) 商工業者の状況

【資料：平成26年度経済センサス基礎調査】

- ・商工業者数 894人
- ・小規模事業者数 639人

【内訳：商工会調査】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	144	135	
	建設業	90	87	
	卸・小売業	222	144	
	サービス業	241	178	
	その他	197	95	

(3) これまでの取組

1) 本町の取組

- ・「砥部町地域防災計画」を策定し、総合防災訓練を定期的（年1回）に実施している。
- ・防災備品として、庁舎に飲料水・乾燥米飯・缶詰・毛布等を備蓄している。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに事前の計画策定等を支援する。
 - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定 年20社
 - ▼事業継続力強化計画認定 年5社
 - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 年30社
- 《対象共済・保険制度》
 - 火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や砥部町等との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と砥部町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

< 1. 事前の対策 >

「砥部町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年策定）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・砥部町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕（構成員：本会、砥部町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）の発生を想定し、町の総合防災訓練と連携した連絡訓練を実施する。
- ・商工会BCP策定後は、自主点検や事業者BCPと連携した模擬訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会与当町で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・本会与当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身はまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	① 被害が見込まれている地域において、連絡が取れない若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。 ② 「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が、地区内 1 % 程度以上の事業所で発生している。 ③ 「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が地区内 10% 程度以上の事業所で発生している。
被害がある	④ 「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が、地区内 1 % 程度未満 (②の該当しない場合) の事業所で発生している。 ⑤ 「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が地区内 10% 程度未満 (③の該当しない場合) の事業所で発生している。
ほぼ被害がない	⑥ 目立った被害の情報がない。

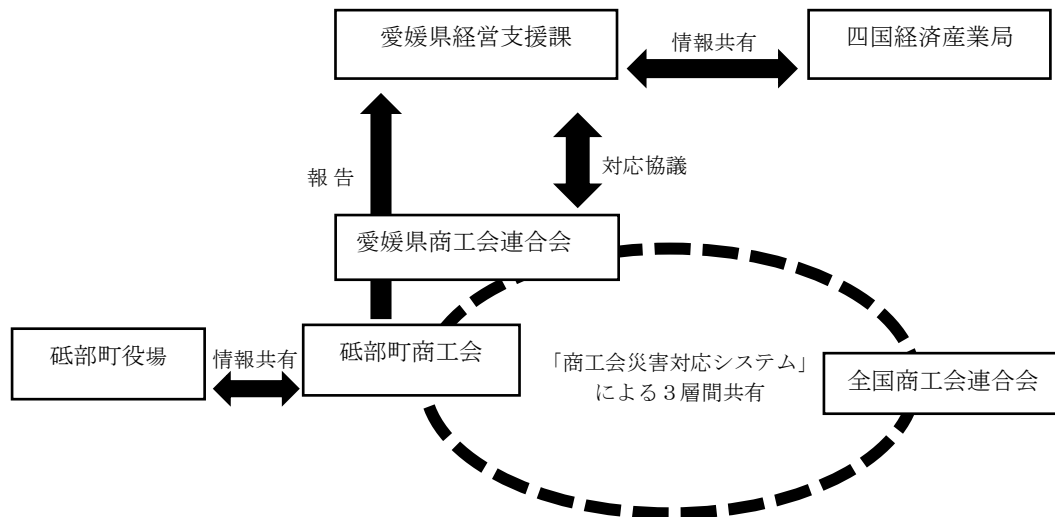
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、本会与当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会与当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会与当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

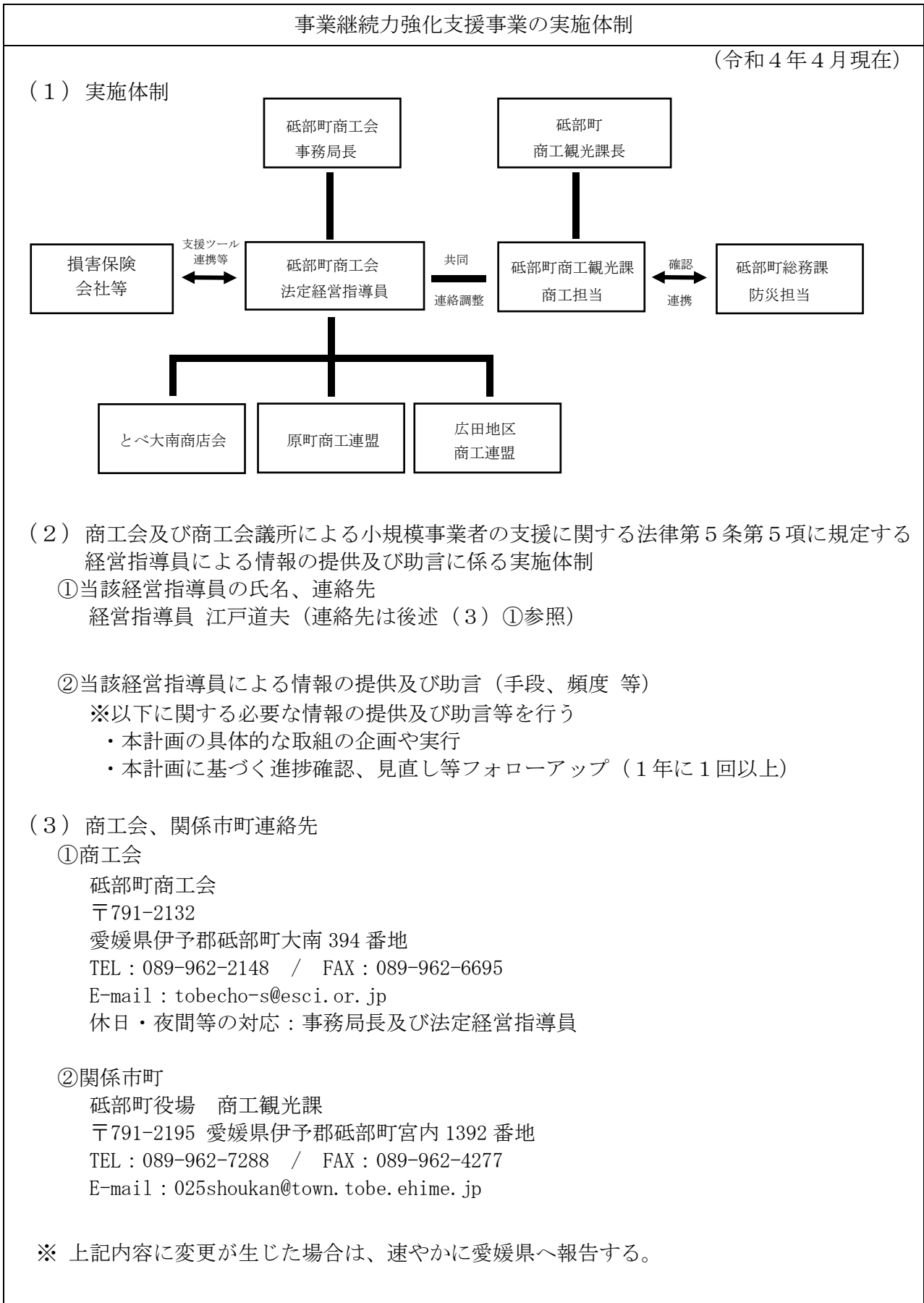
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	40	40	40	40	40
・ パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・ 防災用品購入	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。